

1. 選定した特定の事件

福祉に関する事務の執行等について

テーマ . 「生活保護」に関する事務の執行

テーマ . 保健福祉局福祉部における貸付金

2. 事件として選定した理由

「生活保護」という言葉を最近よく耳にするようになったが、その実態を知っている市民はごく僅かではなかろうか。その一方で、倉敷市における民生費のうち生活保護費の支出額は年々増加しており、市の財源を圧迫している。そこで第1に、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」とは一体どのようなものか。第2に、「最後のセーフティネット」と呼ばれる生活保護は、どのような行政の事務がなされているのか。以上の2つの主要テーマを市民に理解してもらえよう、倉敷市における生活保護に関する事務の執行が、生活保護法の原理・原則を遵守し適正かつ厳正な保護が行われているか否か、を検証することは有意義と考えた。

また、保健福祉局福祉部の貸付金は、補助金等と異なり回収を前提としているが、貸付対象者が経済的弱者であることから、その回収状況等につき関心を持つところとなり、監査対象に付け加えた。

3. 監査結果及び意見

(1) 総合提言

わが国の生活保護に関する問題点は、法に規定されている自立支援の機能が有効に働いていないことに最大の原因がある。ぬるま湯に入ってしまうとなかなかあがれないと同様、自立に向けてのモチベーションがないことが最大の要因で長期間保護を受けることを続ける現実がある。そのため財政状態の悪化とともにいわゆる「水際作戦」などの事態が生じているのであり、保護の最前線で働く担当者に余計な負担を課している。従って、これからは自立支援に軸足が置かれることになる。最低生活保障の側面より自立支援を重視することで被保護者の数を減らすことにより財政負担の軽減を図ろうというものである。それにはこれまで以上に就労支援や健康指導が重視されてくる。自立支援員を増員することも必要であるが、被保護者と日々接するケースワーカーにも、これまで以上の専門性が求められるのである。また、保護の期限を3年から5年にするとか、毎年保護基準を見直す等の方策も考えられるが、保護基準については国民年金の受給額等他の社会保障制度の受給額との均衡を図る必要がある。また、自立支援の観点から高齢者等自立が望めない被保護者については、生活保護制度以外の長期支援の制度の創設を考えるのが本来の姿でないかと思慮される。

倉敷市の被保護者世帯・受給者数はともに増加しており、生活保護の費用は平成17年度に86億円強と民生費の約2割を占め、今後も扶養意識の低下、高齢化、母子世帯の増加、失業世帯の増加等により保護率の上昇が予測されている。しかし、人権侵害になりかねないような、本当に必要な人が生活保護を受けることが出来ない事態は許されるものではない。「入りやすく出やすい」制度に向けて生活保護制度の適正な行政運営が求められている。

(2) 個別監査の結果及び意見

テーマ . 「生活保護」に関する事務の執行

市内4福祉事務所の保護率や訪問格付等を勘案して362件のケース記録を閲覧し、その他必要と認められた監査手続を実施し検討した結果は以下のとおりである。

1) 訪問調査の実態

倉敷・水島社会福祉事務所は計画通り訪問調査が達成できていないケースが多い。ケースワーカーもその状況を分かっているが、申請時の調査等で多忙のあまり訪問がおろそかになっているのが現状である。保護受給者の自立助長のためには、適正な訪問計画が90%以上は達成できるような人員配置が必要である。

2) 課税調査の実態

課税調査事務は、作業分担による一斉調査等により効率的体制で実施すべきであり、現状は発見漏れ等もあって不完全で非効率といわざるを得ない。

3) 求職活動の状況及び指導状況

就労指導の結果、就労開始に至ったケースもあるが、個別ケースごとにみると傷病や幼児の世話・本人の意欲の問題・能力不足等でなかなか就労指導が難しいようである。現状は、被保護者の求職活動は総じて不十分であり、指導も徹底できていない。

4) 扶養義務の履行状況

私的に扶養を期待するだけで強制力のない扶養義務については、我々が調査したケースにおいてもほとんど履行されていない。主の兄宅を訪問して直接扶養義務の履行を依頼するケースもあれば、子の世帯が 800 万円以上の年収があるのに扶養能力なしと判断しているケースもある。扶養義務の履行は個別の事情があり、年収等を基準に一律に援助を求めるのが難しいのは十分理解できるが、住宅ローンや子供の教育費に毎月 15 万円も出しておきながら、親への仕送りは一切しないというケースもあるのは一般の市民感情からみて疑問が残る。個別事情を考慮しながら、メリハリのある方法で扶養義務の履行を求めていくべきと考える。

5) 資産の保有状況

土地・建物・車・保険を保有しているケースがあったが、世帯主が死亡後扶養義務を果たさなかった親族らが相続するという不合理を排除するため、リバースモーゲージの早期実現が望まれる。また、保護開始時に不動産の登記簿謄本や固定資産税の課税証明はほぼ入手されていたが、その後必ずしも定期的にこれらの書類を入手している状況ではなかった。これらの書類を読みこなすには専門的な知識が必要である。平成 19 年度は前述のリバースモーゲージの導入もあり、4 つの福祉事務所のケースすべてを管理するような専門の職員を設置すべきと考える。

6) 他法他施策の活用

他法他施策において活用できる制度があれば、当然生活保護に優先しなければならないが、そのほとんどが高齢者の年金・母子世帯の児童扶養手当である。なお、世帯類型を高齢者に絞った場合、年金受給資格のない被保護者が多かった。

7) 医療扶助の状況

扶助費合計に占める医療扶助費は 51%と非常に大きな割合を占めている。国民の一人当たり平均医療費 25 万円と比較して被保護者のそれは 87 万円で、約 3.5 倍の開きがある。被保護者の治療は長期化する傾向があると言われているが、個人別医療費が把握されておらず管理が甘い。

8) 財務の状況

出納事故の発生を受けケースワーカー等の現金取扱マニュアルが策定されたが、その徹底とケースワーカーの定期的ローテーション方法の再検討、法第 63 条・78 条による返還金等の残高確認等が必要と考える。

9) 法外援護の状況

倉敷市の単独事業として生活保護世帯援護金 19,568 千円が支出されている。しかし、他の中核市では廃止の方向にあり、金額も僅かであって「ばら撒き」の印象が強く政策効果も疑問であるから、当該事業の存廃につき議論すべきである。

10) 法第 63 条の適用状況（資力がある者の費用返還）

各種年金を遡及して受給したものが金額の割合で 54%と半分以上を占めており次いで交通事故の補償金の受領が 20%となっている。しかし、決定通知を出しても法第 63 条が適用されるのは一部分であり、大部分は適用されず繰越されている。また、決定後の管理・把握が十分できておらず、保護廃止後に法第 63 条を適用していない。

11) 法第 78 条の適用状況（不正受給者からの費用徴収）

平成 15 年度以降は毎年約 2,500 万円で推移しているが、稼働収入の不正が 69%と圧倒的に多く、年金給付の無申告が 8%ある。その中には、生保開始時での受給資格の確認が不十分のため受給資格なしと判断して生保開始し時効により年金請求権が消滅してしまった期間があるものや、企業を退職していないのに退職したとして給与収入を隠し保護費を不正受給していたもの、制度上致しかたないが、悪質で刑事告発までして廃止となったにもかかわらず再び生活保護開始となった事例等があった。

1 2) 返還金・徴収金・返納金の収納状況

平成 17 年度の収納状況をみると、法第 63 条については、現年分は 90%以上で収納されているが、滞納分の収納率は 3%程度と低い。法第 78 条については、現年分でも 35%程度しか収入できておらず、滞納分は法第 63 条と同様に収納率 3%程度で、大部分未収納のまま翌年度以降に時効による欠損処理まで繰越されている状況である。また、かなりの金額が不納欠損処理されている。このため、不十分な債権管理の改善、返還金等の口座振替・代理納付の制度導入等を検討すべきである

テーマ . 保健福祉局福祉部における貸付金

貸付の対象者がいわゆる経済的弱者に限定されていることから、その回収状況がどのようになっているか外部監査人として強い関心を持つところとなり、保健福祉局福祉部における貸付金の実行及びそれらの回収並びに管理状況について検討を行った。

1) 緊急援護資金貸付金

未回収貸付金について

未回収貸付金残高の資料間の不整合があった。毎年度末に貸付金残高と貸付台帳との照合を実施していれば一致するはずであり、管理不十分と考える。

滞留貸付金の回収可能性について

回収可能性があると思われるものは 5.2%にすぎない。回収困難となっているケースとしては、本人が死亡している場合、本人が市外へ特に県外の遠方へ転出している場合、保証人となっているが当人の了承を得ずに保証人となっている場合等があった。平成 7 年度以前の貸付金については、回収可能性があると考えられるものはほとんどないにもかかわらず、催告手続きは何回も行われており、3年に1度は一斉徴収を実施して全件催告している。事務作業の効率性の観点から、このような滞留している貸付金については時効による不納欠損処理を行い、業務の簡素化を図る必要がある。また、年度末での未回収貸付金残高と貸付金台帳との照合は必ず実施すべきである。

2) 母子寡婦福祉資金貸付金

延滞金額の多い順に個別に債務者の状況を調査した結果、半数で回収見込みが極めて困難であることが判明した。償還率の向上が必要であるが、債権管理が不十分な現状では償還率の大幅な改善は期待できない。担当者の不足等から債権管理に十分な時間が割けない場合には、債権回収に長けた外部者に委託することも検討の余地がある。また、回収不能債権は不納欠損処理をして整理し、管理を回収可能債権に集中することによって、事務コストを軽減すべきである。

3) 高齢者等住宅整備資金貸付金

平成 9 年度以前の起案書は廃棄済みのため、唯一残されていた平成 11 年度の 1 件の貸付金について貸付決定に関する手続きを監査した。すべて適正に入手ないし作成されており問題となる事項はなかったが、当該貸付金については、既実施分の貸付金はすべて償還済みであり、また平成 12 年度以降は全く利用されていないことから事業の廃止を検討するのが相当である。

以上